

## Q183. 高年法9条の高年齢者雇用確保措置として、どれが取られることが多いのでしょうか。

厚生労働省の「今後の高年齢者雇用に関する研究会」が取りまとめた「今後の高年齢者雇用に関する研究会報告書」によると、平成22(2010)年の時点において、雇用確保措置を導入している企業の割合は、全企業の96.6%であり、そのうち、

- ① 定年の引上げの措置を講じた企業の割合 → 13.9%
- ② 継続雇用制度を導入した企業の割合 → 83.3%
- ③ 定年の定めを廃止した企業の割合 → 2.8%

となっています。

高年法9条の高年齢者雇用確保措置としては、②継続雇用制度を導入している企業の割合が、圧倒的に多くなっています。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎